

婚姻届の記入例

※夫婦が日本人でともに戸籍の筆頭者でない場合

婚姻届

令和 年 月 日 届出

午前・午後 時 分

兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	(フリガナ) イタミ 氏	イチロウ 名	コヤ 氏	ミドリ 名
生 年 月 日	昭和(平成) 7 年 7 月 30 日		昭和(平成) 8 年 6 月 15 日	
(2) 住 所	兵庫県伊丹市千僧1丁目		夫に同じ	
	1 番地 1			
(3) 本 籍	兵庫県伊丹市千僧1丁目		兵庫県川西市中央町	
	1 番地 番		12 番地 番	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 伊丹 市太郎	続き柄 長 男	父 昆陽 寿一	続き柄 二 女
	母 昭子		母 和子	
右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 どちらかに☑してください	続き柄	養父	続き柄
	養母	養 子	養母	養 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)			
	☐ 夫の氏		兵庫県伊丹市千僧一丁目 1 番地 番	
(5) 同居を始めたとき	平成・(令和) 3 年 9 月 [結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください]			
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 [☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日]		☑初婚 再婚 [☐死別 昭和・平成・令和 年 月 日]	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻		1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫 妻		2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫 妻		3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫 妻		4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	夫 妻		5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫 妻		6. 仕事をしている者のいない世帯	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 伊丹 一郎 印		妻 昆陽 みどり 印	
	事件簿番号			

証 人		
署 名 (※押印は任意)	伊丹 昭子 印	昆陽 和子 印
生年月日	(昭和)・平成 44 年 1 月 5 日	(昭和)・平成 42 年 2 月 8 日
住 所	兵庫県伊丹市北野4丁目	兵庫県川西市中央町
	30 番地	12 番1号
本 籍	兵庫県伊丹市千僧一丁目	兵庫県川西市中央町
	1 番地 番	12 番地 番

【伊丹市に婚姻届出をする場合の必要書類】

- ◎届書 1 通
- ◎署名欄に押印された場合はその印鑑（押印は任意です）
※訂正印として必要な場合があります。
- ◎本人確認書類（運転免許証・旅券・個人番号カードなど）

※市外からの転入手続きには旧住所地の市区町村長の発行した転出証明書が必要です。（マイナンバーカードによる手続きをした場合は不要）
ただし、住所変更・世帯合併等の手続きは、平日・月～金曜日の午前9時から午後5時30分の間に、市民課窓口に出し出してください。

※外国籍の方の届出には、上記以外にも必要な書類を添付してもらうことがありますので市役所・戸籍係までお問い合わせください。

※（４）欄の新本籍については、地番さえあれば全国どこでも置くことができますが、その市区町村に確認のうえ記入してください。

※すでに戸籍の筆頭者になっている夫（妻）になる人と、夫（妻）の氏を選択して婚姻届出をする場合は、妻（夫）になる人は現在の夫（妻）の戸籍に妻（夫）として入るため新戸籍は作られませんので、新本籍の記入は必要ありません。